

稲敷市創業資金に関する融資に係る補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内において新たに事業を開始する者又は新たに事業を開始して間もない中小企業者が融資を受けるにあたり、予算の範囲内で当該中小企業者に補給金を交付することについて、稲敷市補助金等交付規則（平成17年稲敷市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補給金の交付対象者)

第2条 補給金の交付対象者（以下「補給対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 茨城県において実施する新事業促進融資制度における創業活動支援枠のうち一般創業関係及び女性・若者・障害者創業関係で定める融資対象者
- (2) 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が実施する新規開業資金融資で定める融資対象者

2 前項各号で定めるもののほか、市内に事業所を有し、市税等に未納がない者とする。ただし、個人にあっては市内に住所を有する者に限る。

(補給金の対象期間及び額)

第3条 前条第1項第1号に規定する融資対象者における補給金の額及び補給金の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象期間は、融資を受けた日から茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が定めた保証料支払終了日までとし、その間に支払った信用保証料（すでに補給金の交付を受けたものを除く。）のうち、補給金の交付を申請する日の属する年度内のものとする。
- (2) 補給金の額は、融資を受けた者が保証協会に支払うべき信用保証料の2分の1に相当する額とする。ただし、稲敷市創業支援事業計画に定める特定創業支援事業を修了した旨の証明を市長から受けたものに対する補給金の額は、当該融資を受けた者が保証協会に支払うべき信用保証料の額の全額に相当する額とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項（昭和41年茨城県告示第440号。以下「県要項」という。）に基づき補給金の交付を受けたものについては、当

該金額を除いた額とする。

(4) 当該事業の融資額を繰上げ償還した場合は、保証協会が保証料の再算出を行い、そのあとに決定した額とする。

2 前条第1項第2号に規定する融資対象者における補給金の額及び対象期間は次に掲げるとおりとする。

(1) 対象期間は、1月1日から12月31日までの間を基準とし、補給対象者と公庫の開業資金に関する融資契約に基づく初回の支払い日の翌日から起算して36箇月以内とする。

(2) 補給金の額は、対象期間における支払済利子のうち、次に定める額とする。ただし、当該月に支払うべき利子の返済を遅延したときは、遅延した額に係る補給金の交付は行わないものとする。

ア 当該事業者が公庫と開業資金に関する融資契約に基づく利率（以下「約定利率」という。）が1パーセント以上のときは、利率1パーセントに相当する額とする。

イ 約定利率が1パーセント未満のときは、支払済利子に相当する額とする。

(3) 前各号の補給金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補給金の交付申請）

第4条 補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げるとおり市長に申請を行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号に規定する申請者にあつては、稲敷市新事業促進融資制度信用保証料補給金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

ア 市税の納税証明書

イ 信用保証書（保証協会が発行したもの）

ウ イに記載のある保証料の額を納付した証明となるものの写し

エ 個人にあつては開業届出書、法人にあつては法人設立届出書の写し。ただし、申請時に届出がなされていない場合にあつては、届出後速やかに市長に提出するものとする。

オ 第3条第1項第2号で定める特定創業支援事業を修了した場合にあつては、その証明書の写し

カ その他市長が特に必要とするもの

(2) 前号に規定する申請は、第3条第1項1号に規定する対象期

間の年度内に行うものとする。

- (3) 第2条第1項第2号に規定する申請者にあつては、稲敷市開業資金融資に係る利子補給金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

ア 市税の納税証明書

イ 支払済額確認同意書(様式第3号)

ウ 個人にあつては開業届出書、法人にあつては法人設立届出書の写し。ただし、申請時に届出がなされていない場合にあつては、届出後速やかに市長に提出するものとする。

エ その他市長が特に必要とするもの

- (4) 前号に規定する申請は、当該年度の1月20日までにを行うものとする。

(補給金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合には、これを審査し、稲敷市創業資金に関する融資に係る補給金交付決定(変更)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補給金の支払い)

第6条 前条に規定する補給金の交付決定を受けた者が交付を請求しようとするときは、稲敷市創業資金に関する融資に係る補給金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(補給金の交付停止)

第7条 市長は、第5条に規定する交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補給金の交付を停止することができる。

- (1) 市税等に未納があるとき。
- (2) 融資の返済を3箇月以上遅延したとき。
- (3) 廃業したとき。
- (4) 死亡その他の理由により、その継承者が不明のとき。
- (5) 住所又は事業所を市外に移転したとき。
- (6) その他市長が不相当と認めるとき。

(補給金の返還及び取消し)

第8条 補給金の交付を受けた者は、繰上げ償還等により支払った信用保証料が減額された場合には、稲敷市創業資金に関する融資に係る補給金返還届出書(様式第6号)により、当該減額に係る補給金を返還するものとする。

- 2 市長は、補給金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補給金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 第2条第1項1号の規定に基づく申請者にあつては、県要項による融資が取り消されたとき。
 - (3) その他市長が不相当と認めるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(補給対象者の特例)
- 2 この告示の施行の際、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に市内において新たに事業を開始した者又は新たに事業を開始して間もない中小企業者が第2条で定める補給対象者となるものにあつては、この告示の対象者とみなす。
- 3 前項の規定に基づく補給対象者が、第2条第1項第1号に定める補給金を申請するときは、平成29年度内に第4条第1項第1号で定める交付申請を行うものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補給対象者となる者が、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の支払済利子について第4条第2項第1号で定める補給金の交付を申請するときは、基準とする期間を平成28年4月1日から平成28年12月31日まで及び平成29年1月1日から平成29年3月31日までとし、第4条第2項第2号の規定にかかわらず、平成30年1月20日までに申請しなければならない。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

稲敷市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

印

稲敷市新事業促進融資制度信用保証料補給金交付申請書

稲敷市創業資金に関する融資に係る補給金について、交付を受けたいので、稲敷市創業資金に関する融資に係る補給金交付要綱第4条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

信用保証料	円
信用保証料返還額	円
補助金交付申請額	円
融資額	円
事業所所在地	稲敷市

添付書類

- ①市税の納税証明書（未納がないことの証明）
- ②信用保証書（保証協会が発行したもの）
- ③②に記載のある保証料の額を納付した証明となるものの写し
- ④開業届出書又は法人設立届出書の写し
- ⑤特定創業支援事業を修了した証明書の写し（特定創業支援事業に該当する場合）

記入の仕方

- ※1 信用保証料は、茨城県において実施する新事業促進融資制度において定める創業活動支援枠による融資を受ける際、茨城県信用保証協会に支払うべき金額を記入してください。
- ※2 茨城県新事業促進融資額は、茨城県において実施する新事業促進融資制度において定める創業活動支援枠による融資のうち、当初融資額を記入してください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

稲敷市長 様

申請者 住所

氏名

印

電話番号

稲敷市開業資金融資に係る利子補給金交付申請書（ 年度）

年度稲敷市開業資金融資に係る利子補給金について交付を受けたいので、稲敷市創業資金に関する融資に係る補給金交付要綱第 4 条第 3 号の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請する期間の支払済利子の額	円
補給金交付申請額（利率 1 パーセントの相当額又は支払済利子の相当額）	円
申請する利子支払期間	年 月 日 ～ 年 月 日
融資額	円
融資日	年 月 日
事業所所在地	稲敷市

添付書類

- ①市税の納税証明書（未納がないことの証明）
- ②支払済額確認同意書（様式第 3 号）
- ③開業届出書又は個人事業の写し

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

電話番号

支払済額確認同意書

稲敷市開業資金融資に係る利子補給金の交付申請にあたり、私の交付対象融資に係る支払済額について稲敷市が確認することに同意します。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

申請者 住所

（所在地）

氏名 様

（名称及び代表者氏名）

稲敷市長 印

稲敷市創業資金に関する融資に係る補給金交付決定（変更）通知書

年 月 日付で申請のあった補給金について、稲敷市創業資金に関する融資に係る補給金交付要綱第5条の規定により、次のとおり決定（変更）したので通知する。

1 補給金の交付決定額 金 円

2 補給金不交付の理由

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

稲敷市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

稲敷市創業資金に関する融資に係る補給金交付請求書

稲敷市創業資金に関する融資に係る補給金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり補給金の交付を請求します。

記

1 補給金請求金額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名		支店名					
口座種別	普通・当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義人							

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

稲敷市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

稲敷市開業資金に関する融資に係る補給金返還届出書

稲敷市開業資金に関する融資に係る補給金について返還をしますので、稲敷市開業資金融資に関する融資に係る補給金交付要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

補給金交付額	円
減額信用保証料額	円
信用保証料返還額	円
補給金返還額	円
事業所所在地	稲敷市

記入の仕方

- ※1 補給金交付額は、補給金として交付された金額を記入してください。
- ※2 減額信用保証料額は、申請者が、繰上げ償還等を行い、補給金交付後に茨城県信用保証協会より減額された金額を記入してください。
- ※3 信用保証料返還額は、申請者が、繰上げ償還等を行い、補給金交付後に茨城県信用保証協会から返還された金額を記入してください。
- ※4 補給金返還額は、稲敷市へ返還する額を記入して下さい。